

## 令和5年度就学援助《入学準備金》の入学前支給のお知らせ

筑前町では、町立小・中学校に在籍する児童生徒の就学が、経済的な理由により困難と認められる家庭の保護者に対して、給食費や学用品費等の一部を援助する制度を設けています。

令和5年4月に町立小・中学校に入学予定の児童生徒の保護者のうち、申請要件に該当し、申請期間内に申請された方に、就学援助のうち入学準備金を入学前の3月に支給します。

入学準備金の入学前支給を希望される方は、下記のとおり申請してください。

### 記

#### 1 申請要件

次の(1)から(3)のすべてに該当する方

- (1)申請する日に筑前町に住民登録がある方
- (2)お子さまが令和5年4月に筑前町立小・中学校に入学される方
- (3)以下の認定基準①～⑤のいずれかに該当する世帯

##### 【援助対象者の認定基準】

- ①生活保護が停止または廃止になった
- ②世帯全員の町民税が非課税又は減免されている
- ③児童扶養手当を受けている
- ④国民年金保険料が免除されている
- ⑤世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

##### 【ご注意】

■入学前に町外へ転出される場合や、町立小・中学校以外の学校に就学する場合は対象外です。  
**支給を受けた場合は返還していただくこととなりますので、対象外となる可能性のある方は、申請を行わないでください。**

#### 2 申請期間・支給時期

- (1)申請期間・・・令和5年1月10日(火)～2月17日(金)
- (2)支給時期・・・令和5年3月下旬予定

##### 【ご注意】

■今回期間内に申請されない場合も、5月までに申請し認定された方には、8月に給食費等と併せて支給します。  
■入学準備金(入学前支給)を申請して認定を受けられた方は、入学後の令和4年度就学援助の申請手続きは必要ありません。また、新入学生ではないごきょうだいの就学援助の申請も同時にできます。ただし、4月以降に令和5年(令和4年中)の所得状況等にて再審査を行いますので、認定結果が変更になる場合があります。予めご了承ください。

#### 3 支給額

入学予定者1人につき

<小学校>・・・54,060円      <中学校>・・・60,000円

支給額は令和4年度の国の基準額を参考にしています。令和5年度に基準額が変更された場合、8月(1学期分)の支給時に差額調整することがあります。

#### 4 申請に必要なもの

- (1)印鑑
- (2)保護者名義の預金通帳(郵便局は、ゆうちょ銀行(7桁の口座番号)に切り替えたものに限る)
- (3)令和4年1月1日に筑前町以外に居住していた方は、その時の住所地が交付する**令和4年度(3年中)所得課税証明書(令和3年1月から12月までに収入があった世帯員全員分)**

■申請書は下記の申請受付にてご用意しております。

#### 5 申請受付場所・問い合わせ先

筑前町教育委員会 教育課窓口(筑前町新町450番地 筑前町こども未来館内 TEL0946(22)3385)